

業 務 仕 様 書

道路河川管理課

業務名	令和8年度 火の山パークウェイ道路路面性状調査業務
-----	---------------------------

下 関 市

業 務 仕 様 書

道路河川管理課

課 長	課長補佐	係 長	—	—	主 任	主 任	検 算	設計者		
施 工 年 度		令 和 8 年 度		実 施 場 所		下関市みもすそ川町				
業 務 名		令和8年度 火の山パークウェイ道路路面性状調査業務								
業 務 概 要										
		業務延長 L= 5 km								
		路面性状調査 一式								
		予 定 工 期		着手後 日間 (令和 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)						
設 計 金 額 (元 設 計 金 額)		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変 更 設 計 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精 算 見 込 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

設 計 用 紙

下 関 市

設計書（金抜き）

施 工 年 度 令和 8 年度

路 線・河 川 名 火の山公園

工 事（業 務）名 令和8年度 火の山パークウェイ道路路面性状調査業務

工 事（業務）場 所 下関市みもすそ川町

箇 所 コ ー ド

発注者が求める仕様について

設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りについて

入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。

- (2) 仮設、施工方法等

仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

従って、原則として変更設計の対象とはならない。

- (3) 建設機械の指定について

設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。

従って、原則として変更設計の対象とはならない。

- (4) 積算条件について

設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。

従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。

なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。

(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット

- (5) 週休2日の補正について

週休2日工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。

ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。

総括情報表

頁 -0002

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市（旧市内）		
適用基準日	00-08.09.01(0)		
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般（土木） 01 率分額計上 00 計上なし 01 概略設計、予備・詳細設計 00 自動計上する		
		【代価表の諸雑費】 #09 … 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 … 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (※#01～#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)	

＊測量業務委託費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
路面性状調査委託費										X1000	
1-計画準備										Y1999	
計画準備										VV1000	00
		1			式					単第0	-0001 表
現地踏査										VV1100	00
		1			式					単第0	-0002 表
1-調査・撮影										Y1999	
路面性状調査 L=5km（2車線）										VV2000	00
		1			日					単第0	-0003 表
三次元解析・処理 L=5km（2車線）										VV2100	00
		1			式					単第0	-0004 表
1-入力データの作成										Y1999	
ひび割れ解析 L=5km（2車線）										VV3000	00
		10			km					単第0	-0005 表

＊測量業務委託費＊ 内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
わだち掘れ解析 L=5km（2車線）	10	km							VV3100 00	単第0 -0006 表
平坦性解析 L=5km（2車線）	10	km							VV3200 00	単第0 -0007 表
1-報告書の作成									Y1999	
評価とりまとめ	1	式							VV4000 00	単第0 -0008 表
報告書作成	1	式							VV4100 00	単第0 -0009 表
1-打ち合わせ									Y1999	
打合せ等 打合せ（業務着手+中間打合せ2回+成果物納入）	1	式							VV5000 00	単第0 -0010 表
直接測量費（直接経費・成果検定費を除く）										
＊＊旅費交通費＊＊									Z0001	

＊測量業務委託費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
旅費交通費（測量）									S7Z0101X1	001
	1			式					単第0	-0011 表
＊＊電子成果品作成費＊＊									Z0004	
＊＊直接経費＊＊										
＊＊直接測量費＊＊										
＊＊諸経費＊＊										
＊＊測量業務価格＊＊										
＊＊消費税相当額＊＊										
＊＊業務費計＊＊										

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量主任技師 外業	0.5	人			R0920
測量技師 外業	1	人			R0930
測量技師補 外業	1.5	人			R0940
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	1	人			R0930
測量技師補 外業	1	人			R0940
*** 単位当たり ***	1	式			

路面性状調査
L=5km (2車線)

VV2000

施工代価表

単第0 -0003 表

頁0-0008

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	1	人			R0930
測量技師補 外業	1	人			R0940
測量助手 外業	1	人			R0950
機械経費	1	式			F2000
*** 単位当たり ***	1	日			

三次元解析・処理
L=5km (2車線)

VV2100

施工代価表

単第0 -0004 表

頁0-0009

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	0.5	人			R0930
測量技師補 外業	2	人			R0940
測量助手 外業	2	人			R0950
機械経費	15	%			#01 諸雑費 (労務費×経費率)
*** 単位当たり ***	1	式			

ひび割れ解析
L=5km (2車線)

VV3000

施工代価表

単第0 -0005 表

頁0-0010

1 km 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	0.15	人			R0930
測量技師補 外業	0.2	人			R0940
機械経費	15	%			#01 諸雑費 (労務費×経費率)
*** 単位当たり ***	1	km			

わだち掘れ解析
L=5km (2車線)

VV3100

施工代価表

単第0 -0006 表

頁0-0011

1 km 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	0.1	人			R0930
測量技師補 外業	0.15	人			R0940
機械経費	15	%			#01 諸雑費 (労務費×経費率)
*** 単位当たり ***	1	km			

平坦性解析
L=5km (2車線)

VV3200

施工代価表

単第0 -0007 表

頁0-0012

1 km 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	0.1	人			R0930
測量技師補 外業	0.1	人			R0940
機械経費	15	%			#01 諸雑費 (労務費×経费率)
*** 単位当たり ***	1	km			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	2	人			R0940
測量助手 外業	2	人			R0950
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量主任技師 外業	0.5	人			R0920
測量技師 外業	1	人			R0930
測量技師補 外業	1	人			R0940
測量助手 外業	1	人			R0950
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

単第0 -0010 表

VV5000

打合せ等
打合せ（業務着手+中間打合せ2回+成果物納 入）

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量主任技師 外業	2	人			R0920
測量技師 外業	1	人			R0930
測量技師補 外業	1	人			R0940
*** 単位当たり ***	1	式			

旅費交通費（測量）

S7Z0101X1

施 工 代 価 表

単第0 -0011 表

頁0-0016

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費	1.00	式			E0001
*** 単位当たり ***	1	式			
A=1 宿泊，滞在を伴わない業務					

非公表

適用基準日 : 080901版
物価資料適用月号 : 令和08年08月

[illegible]

数量総括表

[illegible]

業務委託説明書

下関市

施 工 年 度	令和 8 年度	業 種	建設コンサルタント
業 務 名	令和8年度 火の山パークウェイ道路路面性状調査業務		
実 施 場 所	下関市みもすそ川町		
入 札 執 行 場 所	下関市役所（本庁） 観光施設課		
委 託 期 間	着手の時期 : 令和 年 月 日 完成の時期 : 令和 9 年 3 月 3 1 日	委託日数	日間
契 約 保 証 金	免除	納付 (契約金の100分の10以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。)	
契 約 の 条 件	下関市契約規則（平成21年規則第29号）、下関市工事等一般競争入札実施要領（平成17年2月13日制定）及び下関市工事等請負契約入札心得（平成17年2月13日制定）による。		
契 約 書 約 款	業務委託契約書のとおり		
指 示 事 項 等	別紙「入札条件および指示事項」のとおり		
業 務 委 託 内 容	(委託概要) 調査延長 L= 5 km 路面性状調査 一式 (業務委託説明時に掲示するその他の図書) ●持記仕様書 ・設計図 ●設計書 ・設計計算書等		

入札条件および指示事項（業務委託編）

第1章 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、設計図書、入札用業務費内訳書及び現場を熟知し、業務期間、業務委託内容等を確認のうえ見積り、入札すること。
また、設計図書等に疑義がある場合には、指定された期日までに契約課に質問を行うこと。
- (5) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書等に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1) 異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を契約課へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

(3) 回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金

落札者は、業務委託説明書において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者および照査技術者等

(1) 管理技術者

ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(2) 照査技術者

ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

第2章 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書（最新版）
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 市内産資材並びに市内代理店等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達に当たり、市内産資材（市内工場で製造した製品）並びに、市内代理店等から購入することを優先すること。

6 市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする業務委託については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n 市役所の趣旨を踏まえ、市内業者を優先して活用すること。

7 テクリスの登録

受注者は、請負代金額100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ② 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ③ 変更時登録データの提示期限は、変更があった日から、15日以内（土日・祝日を除く）とする。

なお、変更登録は、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更が生じた場合行うもの

とする。

8 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後、10日以内（土日・祝日を除く）に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを発注者に提出すること。

9 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」別紙1 工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、指名停止措置を行うことがある。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の業務委託契約書により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

10 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、本市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取組には受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務管理や業務の実施などに当たり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

(1) 環境法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、事故内容（原因、経過、被害等）は、速やかに報告書として提出すること。

(3) 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、苦情内容（苦情者、原因、経過等）

は、速やかに報告書として提出すること。

(4) 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- ア 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- イ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- ウ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- エ 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- オ 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- カ リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- キ 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- ク 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

特 記 仕 様 書

業 務 名：令和 8 年度 火の山パークウェイ道路路面性状調査業務

実施箇所：下関市 みもすそ川町

業務内容：調査延長 L= 5 km
路面性状調査 一式

1. 総則

1) 一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び「山口県業務委託共通仕様書（最新版）」による。
- (2) 受注者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。
 - ・関係法規法令を厳守すること。
 - ・業務に伴い、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
 - ・定められた期間内に業務を完了するよう作業の円滑化に努めること。
- (3) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場の解釈及び委託業務の細目については、発注者と協議の上指示を受けなければならない。
- (4) 管理技術者及び照査技術者
 - ・管理技術者及び照査技術者は下記の示すいずれかの資格保有者とする。
 - ア 技術士「総合技術監理部門（建設-道路）又は建設部門（道路）」
 - イ 一般社団法人建設コンサルタント協会が付与する RCCM（道路）
 - ウ 一般社団法人交通工学会が認定する交通工学会認定 TOE
 - エ 土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者
(上級土木技術者（交通）コース A、1 級土木技術者（交通）コース A、上級土木技術者（交通）コース B、1 級土木技術者（交通）コース B)
 - ・照査技術者は、山口県土木建築部制定「詳細設計照査要領」に基づき、照査を行うこと。
- (5) 業務カルテ登録対象業務である場合、受注者は登録すること。
 - ・カルテ送付に当たり監督職員の確認を受けること。
 - ・登録書の写しを監督職員に提出すること。

2) 履行

- (1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 協議後は、速やかに協議録を提出すること。
- (3) 協議等は、業務打合せ簿で行うこと。
- (4) 業務が完了したときは、発注者へ速やかに所定の様式にて報告し完了検査を受けること。
- (5) 成果品に不良箇所が発見された場合、速やかに訂正・補足しそのほか必要な措置を講じなければならない。

- (6) 業務のため第三者の土地の立ち入り、又は一般の交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのある時は、受注者は予め監督職員と細部にわたり打合せを行うこと。監督職員の承認なく第三者に損害を与えたときは、受注者において解決すること。

2. 業務内容

1) 路面性状調査

i. 計画準備

- ・業務の着手に先立ち、業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を基に、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。
- ・業務計画書は、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。
 - ①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の内容、部数、⑦使用する主な図書及び基準、⑧連絡体制（緊急時含む）、⑨使用する主な機械、⑩その他

ii. 調査・撮影

- ・路面性状調査を行い、三次元解析・処理する。

iii. 入力データの作成

- ・成果物を取りまとめるにあたって、ひび割れ解析、わだち掘れ解析、平坦性解析について、入力データの作成を行う。

iv. 設計協議

打合せ・協議は基本的に下記の通り実施するものとするが、業務の過程において打合せの必要が生じた場合はその都度行うものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時は管理技術者が同行すること。

- a) 業務着手前
- b) 中間報告2回
- c) 成果品納入時

2) 報告書作成

本業務の目的・内容を踏まえ、業務の各段階に作成された成果を基に、既検討報告書の成果も取り入れて、業務の過程、結論について分かりやすく整理した報告書を作成すること。(資料元の明記(頁等の記載)や写しの添付等)なお、検討の過程において発生した資料や収集資料のなかで重要度の高いものについては資料編として整理しておくこと。

3. その他

1) 成果品

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

成果品仕様

成果品の提出については、以下のとおりとする。

- ・ 成果品 2 部（成果品資料リスト・使用文献一覧及び写し・協議録等を含む）
- ・ A 3 図面冊子 1 部
- ・ 電子データ 1 式
- ・ その他資料 1 式（監督職員との協議による）

2) 打合せ協議

業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打ち合わせ計画等を記載した業務計画書を作成すること。

打ち合わせ及び成果品納入時は、管理技術者が必ず立会すること。

設計協議及び現場等で打ち合わせを行った場合は、必ず協議簿を整理し成果品と併せて提出すること。

3) 地元対応

地元への対応は親切、丁寧に行うこと。

測量に入る前には、関係自治会に業務内容、調査期間等を明記した通知書を配布すること。また、測量時にはコンサルタント名の入った腕章を必ずつけること。

受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うこと。

4) 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めること。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力すること。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

5) 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務等の実施に際しては、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取

り、業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じること。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じること。
7. 受注者は、屋外で行う業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従うこと。

6) 労働環境改善の取組

1. 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
2. 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を 行うこと。

以上

測量業務条件書

細別	条件等
	この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。 なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。
工程及び条件	☐ 関連する別途業務 他業務名 () 発注者 () 他業務概要 () 影響内容 () 開始、完了時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により未成立のもの 関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により付された条件 関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時期 () 備考 ()
打合せ	☒ 打合せ回数 回数 (4 回) ☒ 初回 ☒ 中間 (2 回) 打合せ時期 () ☒ 成果品納入時 備考 ()
部分引渡し	☐ 成果品の部分引渡し 引渡し時期 () 指定部分 () 備考 ()
資料の貸与	☐ 別途業務で作成済（作成中）の資料の貸与 業務名 () 貸与時期 () 貸与資料 () 備考 ()
その他	☐ 特許権等の使用 名称 ()

位置図

